

おきなわ監督署だより 11月号

(平成26年11月20日 沖縄労働基準監督署 発行)

お知らせ 1

平成26年1月～10月までの業種別労働災害発生状況（沖縄労働基準監督署管内）



全産業の減少傾向にブレーキ！工業的業種は減少していますが、非工業的業種である第三次産業が増加しているため全産業前年比5.2%減が3.1%減となっています。

平成26年末までマイナス傾向を維持するため、全社ともゼロ災への取組をお願いします。

- 製造業は前年比マイナスをキープ。食料品製造業も、前年比-11.5%と前月比マイナスです。
- 建設業は、前年比-31.5%と大幅マイナスをキープ。ゼロ災運動を展開中の建築工事業は、前月まで5割以上減少していましたが、10月末では5割減維持とはなりませんでした。
気を抜かずがんばりましょう！。
- △ 第三次産業が増加傾向のままです。ただし、昨年大幅に増加した社会福祉施設は25.8%減です。接客娯楽業が増加傾向なのは、観光産業が好調だからでしょうか。

平成26年9月末（速報値）

50%以上減 ■

50%以上増 ■

100%以上増 ■

	平成26年	平成25年	増減の状況（対前年比）	
	死傷（死亡）	死傷（死亡）	死傷者数	増減率（%）
全産業	217（1）	224（2）	-7	-3.1
製造業	38	40	-2	-5.0
食料品製造業	23	26	-3	-11.5
建設業	37（1）	54（1）	-17	-31.5
土木工事業	4（1）	6	-2	-33.3
建築工事業	25	48（1）	-23	-47.9
その他の建設業	9	0		
運輸業	7	8	-1	-12.5
陸上貨物運送業	5	8	-3	37.5
第三次産業 （運輸を除く）	134	117	17	14.5
商業	23	24	-6	-25.0
接客娯楽業	16	12	4	33.3
保健衛生業	23	31	-8	0.0
社会福祉施設	15	21	-6	-25.8
ビルメンテナンス業	14	12	2	-16.7
その他の業種	50	30	20	67.1
警備業	7		1	16.7
駐留軍間接雇用	21	8	13	162.5

11月は、「過重労働解消キャンペーン」期間です。

沖縄県でも、週労働時間が60時間以上の割合（ひと月の時間外労働・休日労増時間数が80時間以上に相当）は、6.5%（約41,000人）もあり、全国平均の8.8%と比較しても、長時間労働者の割合は決して低くありません。

また、賃金不払残業（いわゆるサービス残業で労働基準法第37条の割増賃金不払）違反率は15.5%と後を絶ちません。

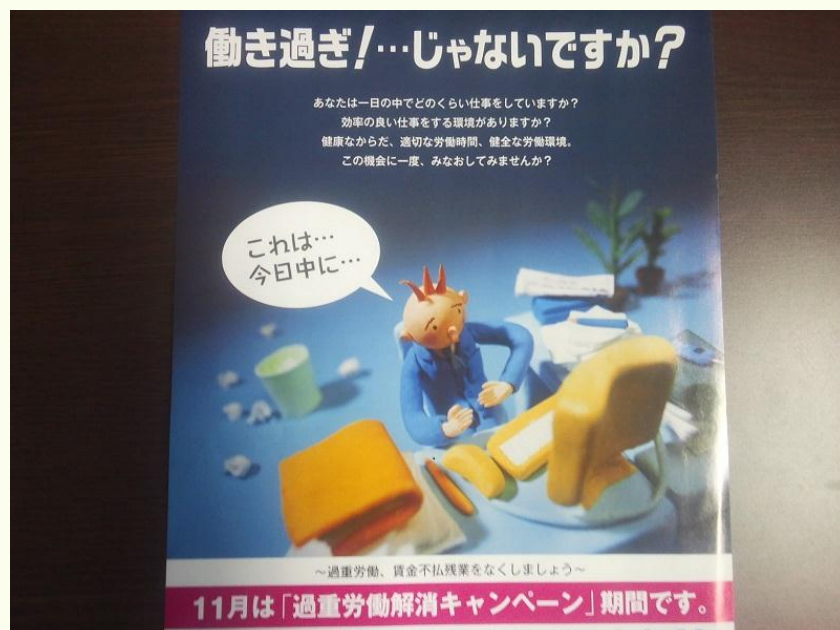
さらに、パワーハラスメントに代表される職場のいじめ・嫌がらせの相談件数は昨年沖縄県全体で483件と年々増加しています。

長時間労働やパワーハラスメントによる職場環境の悪化は、働く人のこころと体の健康を害する原因となることは言うまでもありませんが、結果として企業の生産性に多大な影響をもたらすものです。

厚生労働省は、この11月に「過労死等防止対策推進法」が施行されたこともあり、11月に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、今後、以下に示すような過重労働解消に向けた取組を行い、合わせて、①長時間労働・過重労働 ②賃金不払残業 ③職場のパワーハラスメントについて問題が認められる若者の「使い捨て」が疑われる企業に対する取組も強化することとしています。

主な取組内容

- 労働局長による経営者団体に対する要請
- 重点的な監督指導
- 労働条件相談ホットラインの周知（9月1日開設）
- （仮称）労働条件相談ポータルサイトの周知（11月23日開設予定）
- 学生のための労働条件セミナー（沖縄会場は平成27年1月14日）
- パワーハラスメント対策取組支援セミナー（沖縄会場は平成27年1月8日）



学生のための労働条件セミナー（無料）のご案内

日時 平成27年1月14日（水）
場所 国際電子ビジネス専門学校 8F ホール（那覇市壺川3丁目）
対象 就職を希望される学生、大学・専門学校などの進路指導担当者
内容 働く前に知っておくべき労働法のさまざまなルールなど
実施者 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（厚生労働省 委託事業）

申込は、下記URLにアクセスし、FAX又はWEBで



<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20141003.html>

パワーハラスメント対策取組支援セミナー（無料）のご案内

日時 平成27年1月8日（木） 14:00～16:00
場所 沖縄県青年会館 梯梧（でいご）の間
対象 事業主、企業及び労働組合担当者 **先着60名**
主催 公益財団法人 21世紀職業財団
内容 テキストによるパワーハラスメントの予防と解決、各企業の取組事例の紹介等

申込は、下記URLにアクセスし、FAX又はWEBで



<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/events/view/99>

一口メモ

若者の「使い捨て」が疑われる企業等

若者の職場での活躍促進は国の重要施策となっていますが、近年、長時間にわたる過重な労働、賃金不払残業、日常的なパワーハラスメントなどの劣悪な労働環境を原因として、心身の不調に追いやられたり、離職に追い込まれる若者が多い企業は「ブラック企業」と呼ばれ、社会問題となっています。

厚生労働省は、そのような企業を若者の「使い捨て」が疑われる企業等と呼んで

- ① 長時間労働の抑制に向けた重点的な監督指導
- ② 相談体制の強化
- ③ 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の強化

を行うこととしています。

沖縄監督署に寄せられた長時間労働・過重労働等に関連した相談の概要（平成 26 年度10 月まで）

沖縄監督署の相談窓口には、平成 26 年 4 月から10 月までの間に1,000 件以上の労働相談が寄せられていますが、①長時間労働・過重労働、②賃金不払残業、③職場のパワーハラスメントを中心とした相談の概要と相談内容の一部をご紹介します。

① 長時間労働・過重労働に関する相談

長時間労働・過重労働に分類される相談は、10 件と多くありませんが、ほとんどが、賃金不払残業の苦情ともなっています。

業種的にも、顕著な特徴はありませんが、運輸交通業、情報処理サービス業については、同一会社に係る相談が 2 件ありました。

○ 情報処理サービス業に関する相談事例

相談者：正社員

内容：長時間労働が多く、メンタルで休業や退職する労働者がいる。

36 協定で協定した限度時間を超えて、時間外労働が月100 時間を超えている者もいる。

○ 運輸交通会社に関する相談事例

相談者：正社員のドライバー

内容：週 2 回は早朝から翌朝の早朝まで勤務している。（いったん自宅に帰るが、休息時間が足りない。）

② 賃金不払残業に関する相談

賃金不払残業に分類された相談は、88 件と多く寄せられました。

業種的には、接客娯楽業が 22 件と一番多く、商業 18 件、建設業・保健衛生業各 9 件の順でした。

○ 接客娯楽業（飲食店）に関する相談事例

相談者：正社員

内容：商業施設内のテナントとして入る沖縄そば店の調理員として働いているが、1 か月の残業代が 30 時間でカットされ、それ以上働いても残業代が出ない。

○ 商業（卸売店）に関する相談事例

相談者：正社員

内容：商品の配送をしているが、月 60 時間程度残業しているのに、残業代は定額で 30,000 円程度だ。また、配送後、集金したお金の計算に要する時間が記録されていない。

○ 建設会社に関する相談事例

相談者：アルバイト

内容：3 年間も現場作業を行ってきたが、週 6 日間働いても、日当額 9,000 円である。6 日目の出勤については割増賃金（25%）が支払われていない。

○ 保健衛生業（医療機関）に関する相談事例

相談者：母親

内容：娘が歯科医院で働いているが、休憩時間を除き 1 日 9 時間働いているが、給料明細書には、残業手当 1 万円となっており、残業時間も記されていない、退職を考えている。



沖縄監督署庁内の総合労働相談コーナー

③ 職場のパワーハラスメントに関する相談

職場のパワーハラスメントに代表されるいじめ・嫌がらせに分類された相談も 77 件と多く寄せられています。
業種的には、保健衛生業 18 件、接客娯楽業 12 件、その他の事業 9 件、商業 5 件の順となっています。

○ 保健衛生業（社会福祉施設）に関する相談事例

相談者：正社員

内容：介護員として働いているが、看護師が施設を仕切っていて従業員に罵詈雑言を浴びせるようないじめを繰り返しており、それを毎日見ていることで私がメンタルになり、心療内科に通っている。看護師の上司である所長は、看護師に何も指導できない。

○ 接客娯楽業（ホテル業）に関する相談事例

相談者：正社員

内容：全国展開の観光ホテルに採用されたが、上司のパワハラでうつ病を発症した。
休職を上司に申し出たが、「忙しいので、がんばって働いてほしいと」認めてもらえない。

○ その他の事業（警備業）に関する相談事例

相談者：正社員

内容：警備員として働いているが、同僚とトラブルになり、その同僚が会社に対して私の誹謗中傷を繰り返し、だんだんエスカレートしてきている。上司にも社長にもやめさせるように訴えたが、何ら改善されない。

①長時間労働・過重労働、②賃金不払残業、③職場のパワーハラスメントの相談は、

○ 総合労働相談コーナー

沖縄労働局と各監督署の庁内に総合労働相談コーナーを設けています。まずは、ご利用ください。

http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/madoguchi_annai/sougou.html

○ 労働条件相談ほっとライン

夜間・土日に無料で相談できる電話での相談コーナーが来年 3 月末までに開設されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

沖縄県の最低賃金を確認しましょう。

10月24日に効力発生した **地域最低賃金 に続いて
特定（産業別）最低賃金 が11月中に改定されます。
効力発生日に注意！！**

下記URL にアクセスして確認ください。



<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/okinawa-roudoukyoku/chingin/H26/saichin/saichin-leaf.pdf>（リーフレット）



庁舎入り口のノボリとポスターです。

沖縄労働基準監督署

〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1 沖縄労働総合庁舎 3 (098) 982-1263

賃金・解雇・年休・サービス残業・過重労働・パワーハラスメントなどの

労働相談は、**沖縄総合労働相談コーナー** へ (098) 982-1400